

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年2月15日 鏡石町農業委員会第7回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和6年 2月 7日 (水)
- 2 会 期 令和6年 2月15日 (木) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和6年 2月15日 (木) 午後1時28分
閉 会 令和6年 2月15日 (木) 午後2時40分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅 子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
7番 面川 祐吉君 8番 円谷 一男君
9番 菊地 榮助君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光 法君 2番 根本 竜太郎君
3番 鵜沼 雅 子君 4番 藤島 真理子君
5番 白澤 正君 6番 稲田 貴夫君
7番 面川 祐吉君 8番 円谷 一男君
9番 菊地 榮助君
- 7 欠席委員
なし
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 倉田 知典 主事 小田 川 翼
- 9 職務のため会場に出席した説明職員の職氏名
産業課 副課長 佐藤 浩一 専門員 矢部 雅春

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第 4 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（県営高久田地区経営
体育成基盤整備事業）
議案第 5 号 現況確認証明申請について
議案第 6 号 令和6年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について
報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

開会 午後1時28分

事務局

定刻より少し早いですがおそろいになりましたので、ただいまから第7回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

会長

皆さんこんにちは。最近は暖かい日が続いていますが、寒くなったり暖かくなったりしていますので、身体に気をつけて生活してください。

また本日は、議案の中で産業課から高久田地区ほ場整備事業の説明がありますので、皆様から慎重審議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

議事に入る前に、本日令和6年版農業委員会手帳を配布しましたので、お知らせいたします。今後の活動にご活用ください。

それでは、議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、

以降の議事の進行につきましては会長にお願ひいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、皆無であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「5番 白澤 正 委員」「6番 稲田 貴夫 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による届出について、次のとおり
所有権移転の許可申請があったので、適否の決定を求める。
今回は1件でございます。10月定例総会で議案に提出させていただいた
太陽光発電設備の設置の件について、県より地役権の設定を求められたため、
地役権設定のための申請となっております。
設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。
説明は以上です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号について、説明が終わりました。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による
許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について、次のとおり
農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求め
る。
今回1件の申請でございます。
設定人6名が被設定人へ合計2筆所有権の移転をするものです。申請事由
は太陽光発電の設置となり、設置面積は一部宅地を含むため、土地面積より大
きくなっております。
詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 議案第2号について説明が終わりました。
それでは、地元委員より意見を求めます。

議長 5番 白澤委員

白澤委員 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての、現地
調査は、2月9日、稲田委員と実施しました。
設定人及び被設定人の代理人 南東北事務所と面会し、太陽光発電のため
の農地転用について、説明を受けました。
この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確
認しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 　ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

（発言なし）

議長 　質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成野方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議長 　次に議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受けるものに係る資格の適否の意見を求める。

今回の件数は1件でございます。

貸し手が借り手へ合計4筆を10aあたり米1俵で5年間貸し付けるものでございます。

詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりでございます。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 　ここで、議事参与の制限について申し上げます。
議案第3号については「6番 稲田 貴夫 委員」の案件です。
農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当します。
本件の審議及び裁判については、「6番 稲田 貴夫 委員」は退席願います。

暫時、休議いたします。

（休議 13：43）

稲田委員 退席

（開議 13：44）

議長 　休議前に引き続き、会議を開きます。
ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

（発言なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。
暫時休議いたします。

(休議 13:46)

稲田委員 入室

(開議 13:46)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。
次に議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（県営高久田地区経営体育成基盤整備事業）
を議題といたします。説明員の説明を求めます。

説明員 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（県営高久田地区経営体育成基盤整備事業）、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受けるものに係る資格の適否の意見を求める。

資料は第7回農業委員会提出議案 別冊（議案第4号）をお開きください。

ほ場整備後は貸し手、全80戸492筆を、借り手8戸で経営していくものになります。

詳細な借り手、貸し手、地番、位置図等については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで、議事参与の制限について申し上げます。
議案第4号については「5番 白澤 正 委員」の案件です。
農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当します。

本件の審議及び裁決については、「5番 白澤 正 委員」は退席願います。

暫時、休議します。

(休議 13:49)

白澤委員 退席

(開議 13:58)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長 　　ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

　　　　　（発言なし）

議長 　　質疑・意見がないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（県営高久田地区経営体育成基盤整備事業）、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

　　　　　（挙手全員）

議長 　　挙手全員でございますので、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（県営高久田地区経営体育成基盤整備事業）は、計画に賛成と決定しました。

　　　　　暫時休議いたします。

　　　　　（休議 14：00）
　　　　　白澤委員 入室
　　　　　（開議 14：01）

議長 　　休議前に引き続き、会議を開きます。

　　　　　次に議案第5号 現況確認証明申請について
　　　　　を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第5号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、非農地とすることの適否の決定を求める。

　　　　　今回は全部で6件ございます。

　　　　　番号1、東鹿島地区 3筆
　　　　　番号2、東鹿島地区 5筆
　　　　　番号3、東鹿島地区 2筆
　　　　　番号4、東鹿島地区 4筆
　　　　　番号5、東鹿島地区 1筆
　　　　　番号6、鹿島地区 3筆

　　　　　合計で18筆でございます。こちらの詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりでございます。

　　　　　以上、説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　議案第5号について説明が終わりました。

　　　　　それでは、地元委員より意見を求めます。

議長 　　5番 白澤委員

白澤委員 　　議案第5号 現況確認証明申請についての現況確認は、2月9日、私のほか、農業委員の稲田委員、事務局 倉田事務局長、小田川主事の4名で実施しました。

白澤委員	<p>現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。</p> <p>以上報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>暫時、休議いたします。</p> <p>(休議 14:06)</p> <p>(開議 14:08)</p>
議長	<p>休議前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>ただ今から、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第5号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
事務局	<p>挙手全員でございますので、議案第5号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第6号 令和6年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号 令和6年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、農業経営の安定を図るため、別紙のとおり標準額を設定する。</p> <p>別紙をご覧ください。令和6年度の標準額については、福島県の最低賃金がこれまで858円であったものが、令和5年10月から1時間900円となったことから、1日雇作業のパート賃金を1時間950円に引き上げるものです。</p> <p>また、田植え・水田除草・稲刈り・その他一般作業を、パート賃金に合わせて8時間7,500円としております。</p> <p>その他の項目、2 請負作業については、令和5年度の燃料費等の価格を鑑み、水田、普通畑ともに変更する方向で提案いたします。</p> <p>委員各位の慎重審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>審査のため、暫時、休議いたします。</p> <p>(休議 14:12)</p> <p>審査中</p> <p>(開議 14:27)</p>

議 長	<p>休議前に引き続き、会議を開きます。 ただ今の議案第6号について、質疑に入ります。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第6号 令和6年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございますので、議案第6号 令和6年度鏡石町農業労働賃金標準額の設定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。 今回は1件でございます。 申請者の農地1筆を集合住宅敷地へ農地転用するものです。着工は4月1日からとなり準住居地域でございます。 詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。 報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>その他の件について、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>先ほどの議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見書の説明が漏れていたため、ご説明させていただきます。 申請者の住所、土地、事業計画等については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。 農地転用に関する許可基準からみた意見としては、全て適当でありますので、本日の意見決定を受けて、1週間後に県知事へ送付させていただきます。 説明は以上です。</p>

議 長 皆様から質疑等ございますか。

(発言なし)

議 長 その他、委員のみなさんからご発言はありますか。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第7回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 40 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 5 番 印

署名委員 6 番 印